

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省5-③)

施策目標		3 総合的なバリアフリー化を推進する						担当部局名	総合政策局		作成責任者名	バリアフリー政策課長 田中 賢二	
施策目標の概要及び達成すべき目標		高齢者、障害者等を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。						施策目標の評価結果	④	政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	政策評価実施予定時期	令和5年8月
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度						
公共施設等のバリアフリー化率等(①特定道路におけるバリアフリー化率*、②旅客施設のバリアフリー化率((i)段差解消*、(ii)視覚障害者誘導用ブロック*、(iii)案内設備*、(iv)障害者対応型便所の設置*、③ホームドアの整備番線数((i)鉄軌道駅全体*、(ii)平均利用者1日10万人以上の駅*)、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤規模の大きい概ね2ha以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率((i)園路及び広場*、(ii)駐車場、(iii)便所)、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率*、⑦移動等円滑化促進方針の作成地方公共団体数、⑧移動等円滑化基本構想の作成地方公共団体数*	①約63% ②(i)91.9% (ii)95.1% (iii)74.0% (iv)88.6% ③(i)1.953 (ii)3447 ④約61% ⑤(i)約63% (ii)約53% (iii)約61% ⑥約67% ⑦8 ⑧304	R元年度 (①、⑤、⑥)は平成30年度)	①約63% ②(i)90.4% (ii)94.7% (iii)74.0% (iv)86.7% ③(i)- (ii)- ④約60% ⑤(i)約63% (ii)約53% (iii)約61% ⑥7% ⑦- ⑧-	①約65% ②(i)91.9% (ii)95.1% (iii)74.0% (iv)88.6% ③(i)1.953 (ii)3447 ④約61% ⑤(i)約63% (ii)約55% (iii)約61% ⑥71% ⑦11 ⑧304	①約67% ②(i)93.0% (ii)94.8% (iii)75.1% (iv)91.8% ③(i)2.192 (ii)334 ④約62% ⑤(i)約64% (ii)約55% (iii)約62% ⑥71% ⑦11 ⑧309	①約69% ②(i)93.7% (ii)94.8% (iii)76.9% (iv)91.8% ③(i)2.337 (ii)3406 ④約63% ⑤(i)約64% (ii)約56% (iii)約63% ⑥71% ⑦22 ⑧316	①A ②(i)B (ii)B (iii)B (iv)B ③(i)A (ii)B ④A ⑤(i)B (ii)A (iii)B ⑥A ⑦B ⑧B	①約70% ②(i)原則100% (ii)原則100% (iii)原則100% (iv)原則100% ③(i)3,000 (ii)800 ④約67% ⑤(i)約70% (ii)約60% (iii)約70% ⑥約75% ⑦約350 ⑧約450	令和7年度	①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号)に定める整備目標を踏まえ設定。②③移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに、鉄軌道駅及びバスターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客ターミナル及び航空旅客ターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上の施設について、原則として全て移動等円滑化すること(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする)、またホームドア又は可動式ホーム柵については、全鉄軌道駅について3,000番線、そのうち1日あたりの平均的な利用者数が10万人以上の鉄軌道駅について800番線を整備することを目標としていることを踏まえ、設定した。④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに園路及び広場約70%、駐車場約60%、便所約70%を移動等円滑化することを設定した。⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに特定路外駐車場の約75%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、設定した。⑦⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において定める整備目標を踏まえ設定。 ※令和3年度からの実績値については、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定める第3次整備目標に基づいて算定している。 (令和3年度からの新基準に基づく集計の参考値として、令和2年度の実績値についても第3次整備目標に基づいて算定している。)			
車両等のバリアフリー化*(①鉄軌道車両のバリアフリー化率、②乗合バス車両(適用除外認定車両を除く)におけるノンステップバスの導入率、③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、⑤福祉タクシーの導入数、⑥総乗車数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合、⑦旅客船のバリアフリー化率、⑧航空機のバリアフリー化率)	①74.6% ②61.2% ③5.5% ④1,081台 ⑤37,064台 ⑥- ⑦48.4% ⑧99.1%	R元年度	①73.2% ②58.8% ③5.1% ④1,013台 ⑤28,602台 ⑥- ⑦46.2% ⑧98.2%	①74.6% ②61.2% ③5.5% ④1,066台 ⑤37,064台 ⑥- ⑦48.4% ⑧99.1%	①48.6% ②63.8% ③5.8% ④1,066台 ⑤41,464台 ⑥- ⑦53.3% ⑧99.7%	①52.4% ②65.5% ③6.0% ④1,157台 ⑤42,622台 ⑥4.3% ⑦55.0% ⑧100%	①集計中 ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中 ⑦集計中 ⑧集計中	①B ②B ③B ④B ⑤B ⑥B ⑦A ⑧A	①約70% ②約80% ③約25% ④約2,100台 ⑤約90,000台 ⑥約100% ⑦約60% ⑧原則100%	令和7年度	移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度末までに、鉄軌道車両については総乗車数の約70%、乗合バス車両におけるノンステップバスについては総乗車数から適用除外認定車両を除いた数の約80%、乗合バス車両におけるリフト付きバス等については適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約60%、航空機については総機数の原則100%をそれぞれ移動等円滑化すること、また貸切バス車両におけるノンステップバス・リフト付きバス等については約2,100台、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシー含む)については約90,000台、ユニバーサルデザインタクシーについては各都道府県における総乗車数の約25%をそれぞれ導入することを目標としていることを踏まえ、設定した。なお、ユニバーサルデザインタクシーについては、基本方針においては各都道府県における総乗車数の約25%を導入することを目標としているところ、業績指標及び目標値の設定においては、実績値の表記のしやすさを考慮し、総乗車数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合を約100%とすることに変更している。		
高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合*	17%	H30年度	17%	-	-	-	-	N	25%	令和12年度	「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(25%(令和12年))から設定。		
達成手段(開始年度)	R5年度 行政事業レビュー 事業番号	R2年度 (百万円)	R3年度 (百万円)	R4年度 (百万円)	R5年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要		関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R5年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1) 総合的なバリアフリー社会の形成の推進(平成18年度)	2023国交省 22002900					行政事業レビューシート参照		9、10	バリアフリー教室の開催回数 ペーパークー利用に関するキャンペーン日数 バリアフリー教室の参加人数 ペーパークーマークの認知度				
施策の予算額・執行額		58	67	62	60	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)			*第201回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(令和2年1月20日) 「バリアフリー社会の実現に向けて、公共交通機関における取組を強化します。」 ・経済財政運営と改革の基本方針2023について(令和5年6月16日 閣議決定) 「ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組の推進のほか」(第2章4.) ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日 閣議決定) 「バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針等に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。」(第3章3.) ・交通政策基本計画(令和3年5月28日 閣議決定) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における新たな整備目標を着実に実現する。				
備考													